

亀山市立第一愛護園重要事項説明書

1. 運営主体

設置者	亀山市
設置者の所在地	亀山市本丸町577番地
所管部署	0595-96-8822（子ども未来部子ども政策課）

2. 施設の概要

種別		保育所					
名称		亀山市立第一愛護園					
所在地		亀山市南崎町 751					
連絡先	電話	0595-82-0350					
	FAX	0595-82-0350					
	メール	daiichiaigo-ho@city.kameyama.mie.jp					
施設長氏名		豊田 香					
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
	(3号)	1人	8人	14人	16人	40人	79人
当園の基本理念・方針		第一愛護園は、JR 亀山駅北側の小高い住宅地にあります。園庭には大きな桜の木があり、緑に囲まれた保育園です。地域資源に恵まれていますので、身近にある豊かな自然や歴史文化、様々な人とのかかわることを通じて、生命の大切さや感動、豊かな心を育み成長できるように保育をすすめ、地域に根ざした園づくりに努めています。また、異年齢児とのかかわりを大切にするとともに、地域の方々や異世代交流の機会もつくっています。					

（特定乳児等通園支援事業）

実施方式	一般型事業（在園児合同型）			
利用定員（1時間当たり）	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	1人	2人	2人	5人
目的及び運営の方針	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。			

3. 施設の概要

敷地	敷地全体	1,348.41 m ²
	園庭	515.28 m ²
園舎	構造	木造 1階建て
	延べ	635.94 m ²

4. 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	0.1 歳ひよこ組:0.1 歳児クラス
ほふく室		
保育室	3 室	2歳ひよこ組:2歳児クラス あか組:3歳児クラス もも組:4歳児クラス
遊戯室兼保育室	1 室	あお組:5歳児クラス
給食室	1 室	
職員室	1 室	

5. 職員体制(令和8年4月1日 現在)

職種	人数	備考
園長	1 人	
主任保育士	1 人	クラス担任兼務
保育士(クラス担任)	4 人	
保育士(フリー)	2 人	
保育士	8 人	特定乳児等通園支援事業兼務
介助員	4 人	
給食調理員	3 人	
施設管理員	1 人	
管理栄養士	1 人	子ども未来部子ども政策課に配置

※「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める配置基準以上を配置します。

※人数は園児数等により変動することがあります。

【職種及び職務の内容】

園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任保育士 主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。なお、主任保育士は第3号又は第4号の職を兼ねることができる。
- (3) 保育士(クラス担任) 保育士(クラス担任)は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (4) 保育士(フリー) 保育士(フリー)は、園長の補助及び各クラスの活動の援助を行うとともに、保育士(クラス担任)の欠員時にその職務を代替して行う。
- (5) 保育士 保育士は、保育士(クラス担任)の指示に従い、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (6) 介助員 介助員は、特別な支援を要する園児の活動等の介助など、保育士の職務を助ける。
- (7) 管理栄養士 管理栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、園全般の食育を行う。なお、職員は子ども政策課保育サポートグループに配置する。
- (8) 給食調理員 給食調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (9) 看護師 看護師は、子どもの健康管理と園全般の衛生管理及び、医療的ケアを要する子どものケアを行う。
- (10) 施設管理員 施設管理員は、園の施設管理及び雑務を行う。
- (11) 特定乳児等通園支援事業にかかる職員は保育士とし、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を必要

に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。また、対象となる子どもを養育する保護者に対して必要に応じて相談や子育てのアドバイスを行う。

6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時15分～午後4時15分（8時間）
延長保育	保育標準時間	実施していません。
	保育短時間	午前7時30分～午前8時15分 午後4時15分～午後6時30分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後6時30分
	土曜日	午前7時30分～正午
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

【特定乳児等通園支援事業】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	午前の部	午前9時00分～午前11時00分（2時間）
	午後の部	正午～午後4時00分（4時間）
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

7. 利用料等

実費徴収	2号認定子どもに係る副食費	1月当たり	月額4,500円
	2号認定子どもに係る主食費	1月当たり	毎月、実費を徴収
	保護者会費、絵本代等	1月当たり	1,500円程度
延長保育料（※1） （保育短時間認定子ども）	午前7時30分～午前8時15分	1日当たり	200円
	午後4時15分～午後6時30分	1日当たり	200円
乳児等通園支援事業利用料 （※2）	午前9時00分～午前11時00分 正午～午後4時00分	1時間当たり	300円
			100円 （※3）
			0円 （※4）

※1 同一世帯に小学校就学前の子どもが複数人いる場合、第1子についてはこの表に掲げる額の全額、第2子はこの表に掲げる額の半額とし、第3子以降は無料とする。なお、この場合の子どもの数は利用者負担額の算定に準ずる。

※2 特定乳児等通園支援事業の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価として考えられる標準額である。特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

※3 市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯及び要支援家庭こどものいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯等に該当する場合。

※4 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に該当する場合。

8. 提供する特定教育・保育等の内容

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

【特定乳児等通園支援事業】

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて支援し、乳幼児の発達に必要な特定乳児等通園支援事業を提供します。

9. 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式、新入園児歓迎会、保護者会総会及びおやつ参観、午睡開始（乳児・年少児）、 歯科検診
5月	遠足、尿検査、亀山西小学校 1 年生授業参観
6月	消防署見学、健康診断、午睡開始（年中・年長児）、交通安全教室、 ALT（外国語指導助手）来園、中学生職場体験
7月	祖父母参観、セタ子ども会、夏まつり、プール遊び、水遊び
8月	プール遊び、水遊び
9月	城西地区敬老会参加（年中・年長児）
10月	運動会、遠足、保育参観・講演会、消防署連携避難訓練・消防車見学
11月	健康診断、防犯パトロール車来園（外部防犯訓練）、亀山西小学校 1 年生との交流会、 人形劇観劇
12月	お楽しみ会、クリスマス子ども会、サッカー教室
1月	新年子ども会、新入園児面接
2月	節分子ども会、亀山西小学校 1 年生との交流会（学校探検）、交通安全教室
3月	新入園児保護者会、ひなまつり子ども会、お別れ会、卒園式

※ 誕生会・身体測定・避難訓練・安全指導・クリーン活動は毎月、防犯訓練は年間 8 回実施。体力向上支援事業として外部講師による指導を年 3 回実施。

※ 子育て支援事業として園開放・子育て相談・園庭開放・保育体験を随時実施。

（※ 園運営の都合等により、変更・中止になる場合があります。）

10. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

（1）利用の開始及び終了に関する事項

利用者の決定	市の行う利用調整による
退園理由	・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

（2）利用に当たっての留意事項

・登園は、9時30分までをお願いします。

- ・当日の欠席、遅刻等の連絡は、8時30分までに電話または「コドモンアプリ」にてご連絡ください。
- ・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。お迎えが遅れる場合や、延長保育を利用する場合には、必ず電話または「コドモンアプリ」にてご連絡ください。
- ・熱が37.0℃以上ある場合は登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。また、お子さんの体調不良（下痢・嘔吐など）により、発熱がない時でも連絡をさせていただくこともあります。
- ・感染症に罹患された場合は、登園届または感染症に関する届出書の提出が必要です。
- ・主治医が保育所での薬の服用を認めた場合に限り、薬をお預かりし投薬します。薬を服用する必要がある場合は、必ず「依頼票」に必要事項を記入・捺印の上、薬剤情報提供書と共に登園時に職員に手渡してください。
- ・送迎時、駐車場から園までは必ず手をつなぎ登園してください。また、駐車場の出入りは十分に注意をしてください。

【特定乳児等通園支援事業】

(1) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の決定	こども誰でも通園制度総合支援システムによる
終了理由	・対象となる子どもに該当しなくなったとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 利用に当たっての留意事項

- ・利用時間の1月当たりの上限は10時間とし、1時間単位で利用ができます。
- ・利用希望日の7日前の17時15分までに予約をしてください。
- ・予約のキャンセルは前日の正午までにしてください。
- ・期限までにキャンセルしなかった場合や利用開始及び終了時間を超過した場合は、事業を利用したものとみなします。
- ・登園は利用時間の10分前以降をお願いします。
- ・原則として、利用時間内でのお迎えをお願いします。お迎えが遅れる場合必ずご連絡ください。
- ・熱が37.0℃以上ある場合は登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。また、お子さんの体調不良（下痢・嘔吐など）により、発熱がない時でも連絡をさせていただくこともあります。
- ・感染症に罹患された場合は、利用ができません。
- ・送迎時、駐車場から園までは必ず手をつなぎ登園してください。また、駐車場の出入りは十分に注意をしてください。

11. 嘱託医及び嘱託歯科医（令和8年4月1日現在）

（嘱託医）

医療機関の名称	落合小児科医院
医院長名	落合 仁
所在地	亀山市東台町1-17
電話番号	0595-82-0121

（嘱託歯科医）

医療機関の名称	久保田歯科クリニック
医院長名	久保田 幸伸
所在地	亀山市亀田町 380-23
電話番号	0595-83-0808

※ 嘱託医及び嘱託歯科医は、年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

12. 緊急時における対応方法

特定教育・保育等の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

なお、当園の所在地を管轄する消防署及び警察署は次のとおりです。

【管轄する消防署】

消防署名	亀山消防署
所在地	亀山市野村四丁目 1 番 23 号
電話番号	0595-82-0244

【管轄する警察署】

警察署名	亀山警察署
所在地	亀山市野村 4 丁目 1 番 27 号
電話番号	0595-82-0110

13. 非常災害対策

防火管理者	豊田 香
消防計画届出年月日	令和2年4月1日
避難訓練	避難や消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器(6本)、火災報知機(1台)など
避難場所	亀山市立亀山西小学校
緊急時の連絡手段	緊急時には、園から電話、「コドモンアプリ」、専用ホームページでの情報提供を行います。

14. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	松尾 佳奈	主任保育士
相談・苦情解決責任者	豊田 香	園長
苦情解決第三者委員	駒田 昌子	主任児童委員
	大平 真弓	主任児童委員

※ 年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

【要望・苦情等への対応方法】

- 1 園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 園は、市からの求めがあった場合は、その調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

15. 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	保育所の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行います。

※特定乳児等通園支援事業については、市民総合賠償補償保険の適用となります。

16. 個人情報の取り扱い

園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年研修を実施します。

18. その他保護者に説明すべき事項

重要事項説明書の内容に変更等が生じた場合は、園内掲示、「コドモンアプリ」等により周知を行います。